

日本人奨学生募集要項（2018年度）

公益財団法人みずほ国際交流奨学財団

日本の大学において勉学を行っている学業、人物ともに優秀な学部学生で、特に経済的な援助が必要と認められる者に対して、下記により奨学援助を行います。

記

1. 応募資格

- ① 日本の国籍を有する者で、過去に長期間の海外生活経験がない者
- ② 日本の大学の学部¹に在籍する正規学生で、専攻分野が文科系である者
- ③ 所属する大学内の選考により海外の協定校への交換留学が決定している者
- ④ 心身ともに健康な者
- ⑤ 国際理解と親善に深い関心を持ち、卒業後各分野において国際貢献に寄与しうる者
- ⑥ 当財団の奨学生となった場合、他の奨学財団等からの奨学金を受けないこと

2. 採用人数

全体で毎年5～10名程度（推薦依頼した各大学からは各1名）

3. 奨学金の金額と支給方法

- ① 奨学金の金額 月額10万円の給付(返済不要)
- ② 支給期間 渡航月(※)から留学先の授業が終了する月(※)までの最長1年間。
秋学期から春学期まで2 semesterを履修することが条件。
(※現地滞在が半月に満たない場合、その月の支給はしない)
- ③ 渡航費 往復1回分の航空券実費相当額を渡航前に支給
(大学などから支援がない場合)
- ④ 奨学金の支給方法 原則として3ヶ月分を3ヶ月ごとに支給(振込)

4. 応募方法

以下の書類を所属する担当課に提出のこと

- ① 奨学金申請書（所定の様式に記入のこと）
- ② 推薦状（担当教官の推薦文）
- ③ 推薦書（大学長印）
- ④ 成績証明書（応募時点までで発行されているもの）
- ⑤ 住民票
- ⑥ 健康診断書（直近のものでコピー可）

5. 応募期間

留学担当課は、学内において募集を行い、学内選考を経て、推薦者3名の申請書類一式を財団事務局まで1月末までに郵送（レターパック、簡易書留など）

6. 選考および決定

- (1) 2月上旬に書類審査を行い、その結果を大学に通知する。
- (2) 書類審査合格者に対し、2月末までに財団事務局が大学にて面接審査を行う。
- (3) 3月の選考委員会で書類・面接結果について審議を行い、1大学1名を採用決定者とし、3月末までに大学に通知する。審議の結果、採用基準に満たない場合には、その大学から採用しないこともありうる。
- (4) 7月上旬に採用式を開催するので、採用決定者は必ず出席する。関東圏以外の学生の交通費（航空券代、新幹線代）は財団が支給する。

7. 奨学金の支給の停止など

- ① 病気その他の理由により、留学後に中断して帰国する場合。
- ② 学業成績不良の場合。
- ③ 所属する大学、留学先の大学から、勉学の継続が不適格とされた場合。
- ④ 素行不良、そのほか当財団の奨学生として適性を欠くと認められる場合。
- ⑤ 所属する大学、留学先の大学を退学・転校・転籍した場合。

8. 届出義務

奨学生となった者は、速やかに当財団宛報告・提出のこと。

- ① 奨学生として決定した場合、「日本人留学生奨学金受給誓約書」を提出。
- ② 何らかの理由で、所属する大学、留学先の大学を休学・退学・転校・転籍する場合。
- ③ 奨学金支給期間中に、留学先の国を離れて他の国に旅行や研修に行く場合、あるいは日本に一時帰国する場合、「帰国・外国旅行届」(別紙1)にて報告。
- ④ 渡航後半年が経過した時点と帰国後速やかに「留学状況報告書」(別紙2)を提出。
- ⑤ 留学終了後、留学先の履修証明書(成績証明書)を提出。
- ⑥ その他、住所、メールアドレスの変更などが生じた場合、「変更事項等通知表」(別紙3)にて速やかに報告。

9. その他

提出した応募書類は返却しない。

10. 照会先

公益財団法人みずほ国際交流奨学財団 専務理事・事務局長 奥寺 訓久

100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-5

TEL 03-3596-5622

FAX 03-3502-2035

E-mail fbifyume@nifty.com

以上